

第39回 定時株主総会 招集ご通知

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

開催 日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時

（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）

開催 場所

東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋
2階 コンベンションホールA・B

三井海洋開発株式会社

証券コード 6269



株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期（2024年12月期）は、大型建造工事の堅調な進捗、そしてチャーター事業での操業改善等により、期首目標を大幅に上回り、過去最高益を計上することができました。当社事業が成長軌道に戻り、収益基盤が改善してきたことから、当期の株主の皆様への利益還元として、中間・期末を合わせて1株あたり80円の配当を予定しています。

「中期経営計画 2024-2026」においては、当社の持続的成長に向けて、収益力の向上に加え、FPSO事業の脱炭素化、新事業の育成、グループガバナンスを含めた事業基盤の強化を着実に進めることを目標として掲げています。

このような戦略の下、昨年は監査等委員会設置会社への移行や株主構成の再構築を通じたコーポレート・ガバナンスの強化、サステナビリティ委員会での当社のサステナビリティ課題に対する議論・検討等の取組みも進めました。今後、株主の皆様をはじめとする幅広いステークホルダーともこれら重要事項や展望について対話を深めてまいります。

当社は50年以上にわたり、海にこだわりビジネスを展開してきました。特にFPSOをはじめとする浮体式の海洋石油・ガス生産設備の事業においては、設計・建造・据付に加え、設備のリース及び操業まで一貫して手掛ける日本では

唯一の企業であり、グローバルでは二強の一角として認知されるリーディングカンパニーに成長しました。

今後は世界的課題である気候変動に対応する中で、エネルギー・トランジションに対する現実解を積極的に世界に向けて提案・発信していくとともに、デジタル技術等も駆使し、事業のさらなる展開を進める所存です。

当社の企業価値向上に向け、引き続きグループの総力を結集して尽力してまいりますので、株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長

宮田 裕彦

第39回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	2	連結財政状態計算書	31
株主総会参考書類	5	連結損益計算書	32
事業報告	15	貸借対照表	33
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	15	損益計算書	34
Ⅱ 会社の株式に関する事項	23	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書	35
Ⅲ 会社役員に関する事項	25	会計監査人監査報告書	37
Ⅳ 会計監査人の状況	30	監査等委員会監査報告書	39
Ⅴ 株式会社の支配に関する基本方針	30		

(証券コード 6269)
電子提供措置の開始日 2025年2月27日
発信日 2025年3月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
取締役会長 金 森 健

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.modec.com/jp/ir/stock/agm.html>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井海洋開発」又は「コード」に当社証券コード「6269」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「第39回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいます。後述の「事前の議決権行使についてのご案内」に従って2025年3月26日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日) 午前10時
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールA・B
3. 目的事項
報告事項 1. 第39期(2024年1月1日から2024年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期(2024年1月1日から2024年12月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
4. 株主総会招集手続に関するその他の事項

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.modec.com/jp/ir/stock/agm.html>)に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ① 業務の適正を確保するために必要な体制及び当該体制の運用状況
- ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社の連結業績は、国際財務報告基準(IFRS)を適用しております。また、表示通貨につきましても米ドルとしております。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

事前の議決権行使についてのご案内

書面にて行使いただく場合

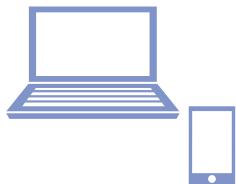


行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時40分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時40分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**議決権行使ウェブサイト
アドレス** | <https://www.web54.net>

- スマート行使による議決権行使のご案内については同封のリーフレットをご参照ください。
- 機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。
- ・ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- ・ パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル**

電話

0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00）

②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話

0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び将来の事業展開、経営体質の強化を勘案し、普通配当を1株につき50円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 50円

総額 3,417,213,850円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

【監査等委員会の意見】

監査等委員会は、取締役の選任に関して、取締役会が選任等に関する方針・手続きを適切に定め、指名・報酬委員会での審議を含む適切な手続きを経ているか等について、監査等委員会監査等基準に基づき検討を行った結果、本議案の内容について特段指摘すべき事項はありませんでした。

男性5名（83%） 女性1名（17%）

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任期間	2024年度取締役会出席状況
1	みや た ひろ ひこ 宮 田 裕 彦	代表取締役社長	1年 9か月	20/20回 (100%)
2	すず き りょう 鈴 木 亮	常務執行役員 CFO	—	—
3	し みず かず き 清 水 一 樹	—	—	—
4	すぎ やま まさ ゆき 杉 山 正 幸	—	—	—
5	こ ばやし まさ と 小 林 雅 人	社外取締役 指名・報酬委員	4年	20/20回 (100%)
6	まえ だ ゆう こ 前 田 裕 子	—	—	—

※当社における地位は、本定時株主総会招集ご通知発送日時時点の状態を記載しております。

※在任期間は、本定時株主総会終結時の在任期間を記載しております。



◆ 所有する当社の株式数
1,700株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	三井物産株式会社入社	2022年 4月	同社専務執行役員 欧州総代表 兼 欧州ブロックCSO 兼 中東・アフリカブロックCSO 兼 欧州三井物産株式会社 社長 &CSO (在London)
2012年 4月	同社プロジェクト本部 電力事業開発部長	2022年 8月	同社専務執行役員 欧州総代表 兼 欧州三井物産 株式会社 社長 (在London)
2015年10月	同社プロジェクト本部 インフラ事業開発部長	2023年 4月	同社顧問
2016年 1月	米国三井物産株式会社 SVP&CAO (在NewYork)	2023年 6月	当社副社長執行役員、 社長補佐
2017年 4月	三井物産株式会社 執行役員 事業統括部長	2023年 6月	当社取締役副社長執行役員、 社長補佐
2020年 4月	同社常務執行役員 欧州・中東・アフリカ本部長 兼 欧州三井物産株式会社 社長 (在London)	2024年 3月	当社代表取締役社長 (現任)
2021年 4月	同社常務執行役員 欧州総代表 兼 欧州三井物産 株式会社 社長 (在London)		

取締役候補者とした理由

大手総合商社での豊富な国際経験と経営者としての経験に加え、当社の業務執行全般に亘る監督の実績を踏まえ、取締役会における意思決定と業務執行の監督に活かすべく、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

すず
鈴木りょう
亮

◆ 生年月日 1962年10月19日生

新任

◆ 所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 7月	株式会社三井銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行	2019年 4月	株式会社三井住友銀行執行役員 ホールセール部門副責任役員
2006年 4月	同行ストラクチャー審査部 上席審査役	2020年 5月	国際部門副責任役員
2009年 3月	SMBCセキュリティーズ会 社（NY）社長	2024年 3月	当社常務執行役員 CFO、 経理部、財務部及び財務企画 グループ担当、財務部長
2012年 2月	株式会社三井住友銀行 米州営業第四部長（NY）	2024年 5月	当社常務執行役員 CFO、 経理部、財務部、財務企画グループ及び SPC経理グループ担当、財務部長
2013年 4月	同行米州審査部長（NY）	2024年 6月	当社常務執行役員 CFO、 経理部、財務部、財務企画グループ 及びSPC経理グループ担当（現任）
2015年 4月	同行執行役員 米州本部 副本部長（NY）		
2017年 9月	同行執行役員 米州本部 副本部長（NY） 兼 SMBC日興セキュリティーズ アメリカ会社（NY）社長		

取締役候補者とした理由

金融機関及び当社における経理・財務部門での業務経験により培われた卓越した専門知識に加え、これまでの当社の経理・財務部門を担当してきた実績を踏まえ、新たに取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

しみず かず き
清水 一 樹

◆ 生年月日 1967年1月15日生

新任 社外取締役



略歴、当社における地位及び担当

1993年4月	三井物産株式会社入社	2022年10月	三井物産株式会社
2016年1月	同社インフラ事業開発部長		事業統括部 投資総括室長
2019年4月	米国三井物産株式会社	2024年4月	同社執行役員
	プロジェクトDivision S.V.P		事業統括部長（現任）
	兼 米州本部 Divisional	2025年4月	同社執行役員
	Operating Office		プロジェクト本部長（予定）

重要な兼職の状況

◆ 所有する当社の株式数 三井物産株式会社執行役員
0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

すぎ やま まさ ゆき
杉 山 正 幸

◆ 生年月日 1970年8月28日生

新 任 社外取締役

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月	大阪商船三井船舶株式会社 (現株式会社商船三井) 入社	2023年4月	同社執行役員 電力・風力エネルギー事業群 第一ユニット (電力ソリューション・石炭船事業)、 第二ユニット (風力発電事業) 担当
2014年6月	同社LNG船部LNG第二グル ープリーダー		
2016年6月	Mitsui O. S. K. Bulk Shipping (USA), LLC Houston Office 出向	2024年4月	同社執行役員 カーボンソリューション事業群 電力事業ユニット(電力燃料(除くLNG) 輸送事業担当)、風力・オフショア事業群 風力事業ユニット 担当 (現任)
2019年4月	株式会社商船三井石炭・エネ ルギープロジェクト部長		
2020年4月	同社石炭・再生エネルギープ ロジェクト部長	2025年4月	同社常務執行役員 エネルギー事業本部副本部長 風力事業、オフショア事業 担当、 国内地域戦略 担当補佐 (予定)
2021年4月	同社風力エネルギー事業部長		
2022年4月	同社電力・風力エネルギー事業群 第二ユニット長		

重要な兼職の状況

株式会社商船三井執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手海運会社で培った海洋事業をはじめとする豊富な知識と経験、経営能力、及び国際分野における豊富な業務経験に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

こ ばやし まさ と
小 林 雅 人

◆ 生年月日 1960年4月5日生

再

任

社外取締役

独立役員

◆ 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 湯浅・原法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所	2020年1月	月島機械株式会社 （現月島ホールディングス株式会社） 社外監査役
1996年1月	湯浅法律特許事務所（現ユアサハラ 法律特許事務所）パートナー	2020年6月	株式会社イーブックイニシア ティブジャパン社外取締役
1997年2月	日本オラクル株式会社社外監査役	2020年12月	株式会社日本共創プラットフォーム 社外監査役（現任）
1997年7月	平川・佐藤・小林法律事務所 （現シティユーワ法律事務所） 開設 パートナー	2021年3月	当社社外取締役（現任）
2003年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）		

重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所パートナー
株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役
Misaki Engagement Master Fund Director
Misaki Engagement Fund II Ltd. Director

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見に基づき、当社経営全般について、ご助言いただいております。同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

6

まえ だ ゆう こ
前 田 裕 子

◆ 生年月日 1960年7月26日生

新

任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	株式会社プリDESTON入社	2020年6月	株式会社コーセー社外取締役
2013年5月	同社執行役員	2021年6月	旭化成株式会社社外取締役 (現任)
2014年4月	独立行政法人海洋研究開発機構 監事	2023年5月	内閣府戦略的イノベーション創造 プログラム第3期「海洋安全保障 プラットフォーム構築」知的財産 委員会委員 (現任)
2014年5月	内閣官房総合海洋政策本部参与		
2017年1月	株式会社セルバンク取締役 (現任)		
2019年3月	中外製薬株式会社社外監査役		

◆ 所有する当社の株式数
0株

重要な兼職の状況

旭化成株式会社社外取締役
株式会社セルバンク取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手製造業、研究機関で培った幅広い経営に関する見識及び豊富な経験に基づき、当社経営全般について、客観的な見地から監督・ご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 当社の主要株主である株式会社商船三井及び三井物産株式会社において、各社の業務執行者である候補者及び過去10年間に業務執行者であった候補者の各社における地位及び担当は、上記の略歴及び重要な兼職の状況に記載のとおりです。その他の取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 現任の社外取締役に係る当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、小林雅人氏は4年となります。
3. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
当社は、小林雅人氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、小林雅人氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに清水一樹、杉山正幸、前田裕子の各氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について更新を予定しております。
5. 候補者の所有する当社株式数は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各 項 目	選 定 理 由
企業経営	取締役会に期待される経営を監視する役割を果たすため、企業経営に関する知識・経験を有することが必要である。
国際経験	当社の事業は海外の事業会社を主な顧客とし、売上もほぼ100%を海外で計上していること、いわゆるバリューチェーンをグローバルに構築していることから、国際経験を有することが必要である。
法務・コンプライアンス	顧客や委託先との交渉は複雑多岐にわたることから、リスク管理の観点からも契約実務、各国法規に関する知識・経験を有することが必要である。
財務・経理・税務	確かな財務報告の作成により経営の健全性を監視することはもちろん、リスク管理の観点からも財務・経理・税務に関する知識・経験を有することが必要である。
内部統制・ガバナンス	適切なガバナンス体制の構築は持続的な成長の基盤であり、グローバルに展開する子会社に対する監督機能を発揮するうえでガバナンスに関する知識・経験を有することが必要である。
人事・人材開発	能力を最大限に発揮するため、DE&Iの推進を含む人事・人材開発に関する知識・経験を有することが必要である。
環境・社会	脱炭素の潮流を踏まえ、イノベーションや新たな事業への取り組みを行う基盤となる視点を有することが必要である。

(ご参考) スキルマトリックス [株主総会終了後の予定]

氏 名	再任/ 新任/ 現任	社外・ 独立性	役員が有する知識・経験						
			企業経営	国際経験	法務・ コンプライアンス	財務・ 経理・税務	内部統制・ ガバナンス	人事・ 人材開発	環境・ 社会
取締役（監査等委員である者を除く。）									
宮田 裕彦	再任		○	○	○		○		○
鈴木 亮	新任		○	○		○	○		○
清水 一樹	新任	社外	○	○			○		
杉山 正幸	新任	社外	○	○				○	○
小林 雅人	再任	独立社外	○		○		○		
前田 裕子	新任	独立社外	○				○	○	○
監査等委員である取締役									
高村 義裕	現任		○	○		○	○		
野田 弘子	現任	独立社外	○	○		○	○	○	
藤田 利彦	現任	独立社外			○	○	○	○	
安間 匡明	現任	独立社外	○	○		○	○	○	○

社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 過去10年間に於いて当社の現在の主要株主及びその連結子会社の取締役、監査役、業務執行者であった者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
5. 当社又はその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
8. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
9. 上記3から8のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、主要地域においてインフレの緩やかな減速と利下げの動きが進み、米国を中心に景気が底堅く推移する一方、中国の停滞の継続に伴う影響や中東地域をめぐる情勢などの地政学リスクへの懸念があり、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

原油価格は、中東情勢の一層の不安定化から、供給量減少の懸念が高まったことなどにより、一時1バレル80米ドル台後半へ上昇しました。その後、中国経済の成長鈍化による原油需要の伸び悩みが意識された一方、OPECプラスが自主的な減産を継続したほか、米国経済が好調を維持するなど、強弱材料が混在し、概ね1バレル70米ドルから80米ドルのレンジで推移しました。

脱炭素の流れと並存しつつ、安定したエネルギー供給を維持することは依然重要な課題であり、石油会社による深海油ガス田開発は将来的にも十分な埋蔵量が確認され、併せてコスト競争力に優れた領域として継続して進められています。当社グループの主要事業である浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業、特に当社グループが強みを持つ超大水深大型プロジェクトに対する需要も堅調に推移しています。

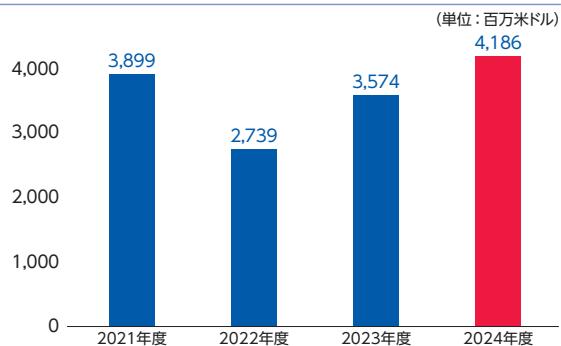
当社グループの当期経営成績は、受注高については、新規の大型建造工事の受注はなかったものの、既存のFPSO建造プロジェクトの仕様変更、期間延長等に伴う契約金額の増額やオペレーションの期間延長や整備、改修工事の受注等により、1,240,853千米ドル（前年比85.8%減）となり、受注残高については、既存の大型建造案件の工事が順調に進んだこともあり、12,944,335千米ドル（前年比23.0%減）となりました。

売上収益及び利益面では、FPSO建造プロジェクトの順調な進捗による売上収益及び売上総利益の増加に加え、オペレーション及びチャーター事業についても、これまで実施してきた大規模修繕の効果により操業率の改善や、追加修繕費用の軽減などによる採算の向上が図れたことから、売上収益は4,186,461千米ドル（前年比17.1%増）、また持分法による投資利益154,004千米ドル（前年比19.7%増）を加えた営業利益は322,901千米ドル（前年比67.4%増）と大幅増益となりました。

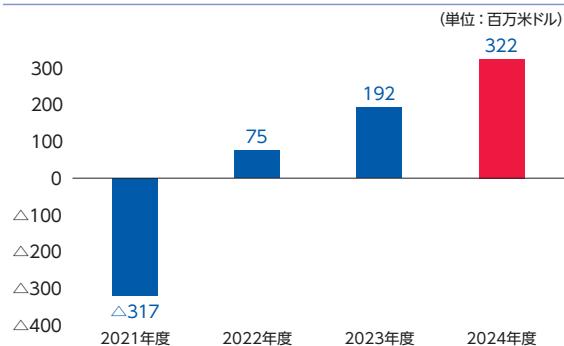
また、関連会社向けの貸付金に対する損失評価引当金の計上による金融収益の押し下げ要因があったものの、収益基盤強化による将来見込利益の改善に伴う繰延税金資産の計上もあり、親会社の所有者に帰属する当期利益は220,404千米ドル（前年比128.3%増）となりました。

当期には当社の主要株主であった株式会社三井E&Sの保有していた当社株式の売出しを実施しました。本株式売出しにより流通株式比率が改善しプライム市場の上場維持基準に適合したことに加え、当社の中長期的な戦略をご支援いただける株主層の拡大、拡充につながっていくものと考えております。

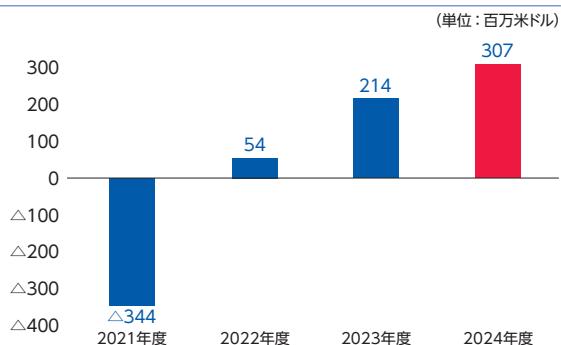
連結売上収益



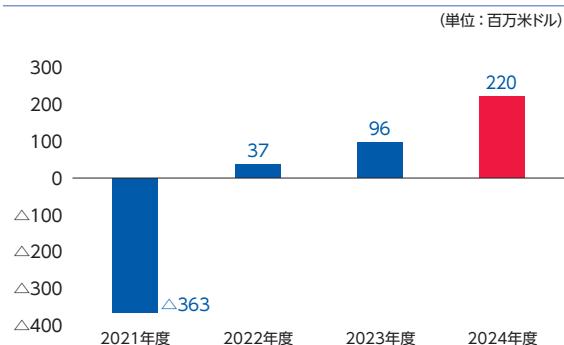
連結営業利益(△損失)



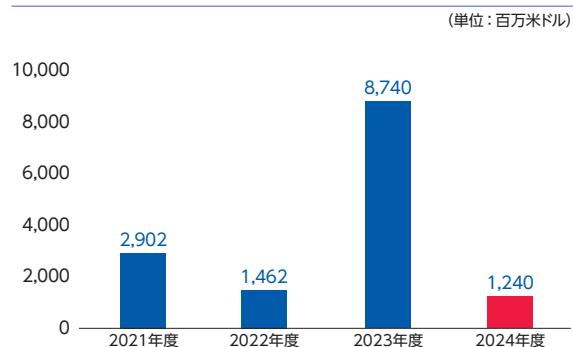
連結税引前利益(△損失)



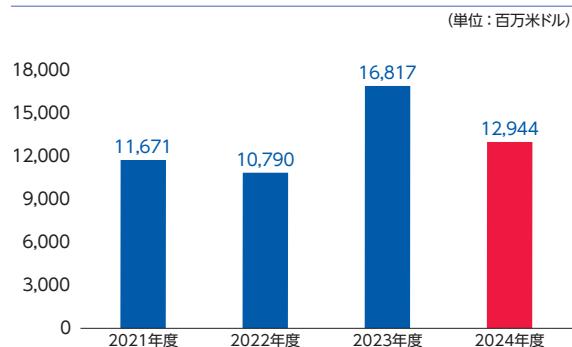
親会社の所有者に帰属する当期利益(△損失)



連結受注高



連結受注残高



2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、12,282千米ドルで、その主なものは新設拠点のオフィス改装費用であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

(1) 中期経営計画2024-2026『イノベーションで持続可能な未来を拓く』

当社は、2024年2月に、2024年から始まる3年間を期間とする中期経営計画2024-2026『イノベーションで持続可能な未来を拓く』を発表しました。

当社を取り巻く事業環境や加速する世界的な脱炭素の流れを踏まえ、全体としてまず収益力の強化を掲げ、その上で事業面においては、中核事業であるFPSO事業の脱炭素化の推進、新事業の開拓・育成を行い、並行して人的資本を含めた事業基盤の強化を進める計画を策定いたしました。

MTP 2024 - 2026

“イノベーションで持続可能な未来を拓く”



(2) 中期経営計画2024-2026の進捗

当社グループの業績は、各種取組みの効果により、中期経営計画策定時の想定を大きく上回って収益力の向上が進んだことから、中期経営計画の最終年度目標値として掲げた純利益（175百万米ドル）を2024年に2年前倒しで達成しており、中期経営計画の1年目として順調に進捗しております。これに加え、FPSO事業の脱炭素化、新規事業の開拓・育成、ガバナンス・内部統制の体制強化を含めた事業基盤の強化に取り組んでおり、残りの中期経営計画期間中に着実に推進していく予定です。

① 収益力の強化

Uaruプロジェクト（ガイアナ）とRaiaプロジェクト（ブラジル）という2つの大型建造工場の順調な進捗に加え、近年集中的に取り組んできた保守・修繕工事の実施により既存船の操業が大きく改善し、コロナ禍以降の最高益を達成しました。優良顧客との関係を強化し、引き続き優良な新規案件の受注及び、一層のアセット・マネジメントの強化を追求してまいります。

② 戦略的な経営資源の配分と獲得

当社の優位性や業界内ポジションを改めて整理し、石油・ガス市場動向や気候変動等外部環境を踏まえ、経営資源を優先的に配分するプロジェクトや事業を選別し、また人的資本や外部パートナーシップ等新たな経営資源の戦略的な獲得に向けた取組みを開始しております。

③ FPSO脱炭素化の推進

将来のFPSO事業のための次世代船の開発を推進し、FPSO事業の脱炭素化に向け、当社と協業可能性のあるCarbon Capture & Storage (CCS)技術を有する事業者の選定、脱炭素化に資する新技術の開発や検証を行っております。CCSを始めとする脱炭素化技術や新事業開発に向けて、研究開発活動を促進させてまいります。

④ 新事業具現化への布石

化石燃料社会から低炭素社会へのトランジションに貢献すべく、洋上風力発電や代替エネルギー事業における当社独自の新浮体式技術の開発を追求してまいります。また、新事業専任組織を2025年1月より発足させ、新規領域での事業開発体制を一元化し、取組みを加速させていく予定です。

⑤ グループコラボレーションとシナジーの深化

デジタルを活用したグループ共通のマネジメントツールの導入を促進させております。人的資本経営の更なる推進に向けてワーキンググループを立ち上げ、専門家の知見を活用して当社グループ全体の人財戦略の策定を推進しております。

⑥ サステナビリティ・グループガバナンスの向上

当社の重要なサステナビリティ課題として「気候変動」、「人権」、「人的資本・ダイバーシティ」の3分野を重点取組分野に選定の上、それぞれのワーキンググループを組成し、ロードマップを作成しながら具体的な取組みを開始しております。GHG削減に関する取組みについては、GHG排出量の開示対象を拡大し、第三者による検証にも取組み始めております。また、当社グループの企業価値向上に向けた価値創造プロセスを明示し、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションも進めていくべく、2025年6月に統合報告書を発行する予定です。

(3) 中期経営計画における財務目標の再設定

前記のとおり、中期経営計画の最終年度目標値として掲げた純利益を初年度である2024年に達成したことから、これらの業績動向を踏まえ、中期経営計画の最終年度である2026年の数値目標を上方修正し、新たに親会社の所有者に帰属する当期利益300百万米ドル、ROE20%、調整後EBITDA450百万米ドルを公表しております。なお、定性的な取組みについては、中期経営計画の内容を変更しておりませんが、これらも着実に進め、企業価値の持続的向上に取り組んでまいります。



6. 財産及び損益の状況

(単位：千米ドル)

区 分	第 36 期 (2021年12月期)	第 37 期 (2022年12月期)	第 38 期 (2023年12月期)	第 39 期 (2024年12月期)
受 注 高	2,902,771	1,462,207	8,740,646	1,240,853
売 上 収 益	3,899,748	2,739,762	3,574,924	4,186,461
営 業 利 益 (△ 損 失)	△317,552	75,330	192,938	322,901
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	△363,975	37,377	96,536	220,404
基本的 1 株当たり当期利益 (△損失)	△6.46米ドル	0.66米ドル	1.55米ドル	3.23米ドル
希薄化後 1 株当たり当期利益 (△損失)	△6.46米ドル	0.66米ドル	1.55米ドル	3.23米ドル
資 本 合 計	554,759	841,121	1,035,291	1,198,468
資 産 合 計	3,425,542	3,136,213	3,887,921	4,496,651

(注) 基本的 1 株当たり当期利益及び希薄化後 1 株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,629	% 100.0	FPSO等の設計、業務支援
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	100.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 1,043,790,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の 設計・建造・据付
OFFSHORE FRONTIER SOLUTIONS PTE. LTD.	米ドル 10,000,000	65.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の 設計・建造・据付
MODEC SERVIÇOS DE PETRÓLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 5,557,809,607	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	シンガポールドル 37,940,000	100.0	FPSO/FSOのオペレーション

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	ユーロ 22,644,000	% 50.0	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	ユーロ 19,584,627	40.6	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	ユーロ 36,370,000	67.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	ユーロ 38,678,800	70.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	ユーロ 68,144,900	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	ユーロ 124,050,000	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	ユーロ 163,172,304	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	ユーロ 149,649,663	25.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	ユーロ 175,026,035	29.4	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	ユーロ 169,419,960	29.4	FPSOのチャーター
TARTARUGA MV29 B.V.	米ドル 206,138,000	29.4	FPSOのチャーター
SEPIA MV30 B.V.	米ドル 208,526,000	29.4	FPSOのチャーター
LIBRA MV31 B.V.	米ドル 327,936,000	29.4	FPSOのチャーター
BUZIOS5 MV32 B.V.	米ドル 440,233,000	35.0	FPSOのチャーター
MARLIM1 MV33 B.V.	米ドル 410,350,000	32.5	FPSOのチャーター
AREA1 MEXICO MV34 B.V.	米ドル 216,600,000	35.0	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内 容
株式会社商船三井	日本	FPSO等に関する事業の共同推進
三井物産株式会社	日本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO等の設計・建造・据付及び販売を主な事業としております。また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO等を受注する際に子会社又は関連会社を設立し、これらの子会社又は関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等 (2024年12月31日現在)

当社本社 (東京都中央区)

海外子会社: MODEC INTERNATIONAL, INC. (米国)

SOFEC, INC. (米国)

MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール)

OFFSHORE FRONTIER SOLUTIONS PTE. LTD. (シンガポール)

MODEC SERVIÇOS DE PETRÓLEO DO BRASIL LTDA (ブラジル)

MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD. (シンガポール)

12. 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
5,962名 (437名)	170名増 (69名減)

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を () にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。

13. 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

(単位: 千米ドル)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	56,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	22,106
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,760
株 式 会 社 S B I 新 生 銀 行	8,760

II 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

1. 発行株式の総数 68,344,277株 (自己株式1,023株を除く。)
2. 株 主 数 17,345名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 商 船 三 井	10,251,800	15.00
三 井 物 産 株 式 会 社	10,162,300	14.86
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,791,900	7.01
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,174,527	4.64
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	2,677,570	3.91
株 式 会 社 三 井 E & S	2,502,400	3.66
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	2,055,899	3.00
ビーエヌワイエム アズ エージーテイ クライアantz 10 パーセント	1,972,700	2.88
ジ ー プ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 5 6 3 2	1,217,900	1.78
ボフアーエス インク セグリゲーションアカウント	841,257	1.23

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,023株) を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、「役員向け株式報酬制度」による信託口が所有する当社株式を含めておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

(役員向け株式報酬制度)

2018年第32回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）について導入を決議した株式交付信託については、2024年第38回定時株主総会において廃止となり、代わって取締役に對する株価連動報酬の導入が決議されました。本制度の打ち切りにより、対象取締役に對するポイント付与は停止しましたが、既に付与されたポイントについては、対象取締役の退任時に信託に残存する自社株式により交付します。なお、対象取締役が退任する時点において信託に残存する株式が不足する場合は、退任時に株式に代わり金銭によって支給することについても併せて決議されました。

(1) 取引の概要

当社が金銭を信託して設定した信託において取得した当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、当社取締役会が定めた株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役及び執行役員に交付する株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

2024年12月31日現在において、信託に残存する当社株式数は37,227株（2023年12月期においては、37,227株）であります。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当ありません。

5. 新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	金 森 健	全体統括支援担当
代 表 取 締 役 社 長	宮 田 裕 彦	社長執行役員、CEO (Chief Executive Officer) 全体統括、内部監査部担当
取 締 役	高 野 育 浩	副社長執行役員 社長特命、Head of Human Resources、人事部担当
取 締 役	若 菜 康 一	三井物産株式会社執行役員プロジェクト本部長 三井物産プロジェクトソリューション株式会社取締役
取 締 役	野 間 康 史	株式会社商船三井常務執行役員
取 締 役	白 石 和 子	
取 締 役	西 海 和 久	岡部株式会社社外取締役 国立大学法人山形大学経営協議会委員
取 締 役	小 林 雅 人	シティニューワ法律事務所パートナー 弁護士 株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役 Misaki Engagement Master Fund Director Misaki Engagement Fund II Ltd. Director
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	高 村 義 裕	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 田 弘 子	プロビティコンサルティング株式会社代表取締役 野田公認会計士事務所代表 公認会計士 岡部株式会社社外取締役（監査等委員） エステー株式会社社外取締役（指名委員・監査委員） 蝶理株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藤 田 利 彦	辻・本郷税理士法人常務理事 税理士 株式会社インダ社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 間 匡 明	PwCサステナビリティ合同会社執行役員常務

- (注) 1. 当社は、2024年3月27日開催の第38回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、常勤監査役 高村義裕、監査役 加藤順弘、藤田利彦及び安間匡明の各氏は、任期満了により退任し、このうち高村義裕、藤田利彦及び安間匡明の各氏が監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 2024年3月27日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって、取締役 相京重信及び野田弘子の各氏は、任期満了により退任し、このうち野田弘子氏が監査等委員である取締役に就任いたしました。
3. 取締役 渡邊耕一氏は、2024年5月31日付で辞任により退任いたしました。
4. 取締役 若菜康一、野間康史、白石和子、西海和久、小林雅人、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明の各氏は、社外取締役にあります。
5. 当社は、取締役 白石和子、西海和久、小林雅人、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明の各氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）野田弘子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）藤田利彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高村義裕氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

	支給人員	基本報酬	賞与	株価連動報酬	株式交付信託	合計
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	11名 (8名)	186百万円 (43百万円)	185百万円 (0百万円)	45百万円 (0百万円)	9百万円 (0百万円)	426百万円 (43百万円)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	4名 (3名)	46百万円 (24百万円)	0百万円 (0百万円)	0百万円 (0百万円)	0百万円 (0百万円)	46百万円 (24百万円)
監査役 （内、社外監査役）	4名 (3名)	13百万円 (6百万円)	0百万円 (0百万円)	0百万円 (0百万円)	0百万円 (0百万円)	13百万円 (6百万円)
合計	19名	247百万円	185百万円	45百万円	9百万円	487百万円

- (注) 1. 当社は、2024年3月27日開催の第38回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記には、2024年3月27日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名及び監査役4名（内、社外監査役3名）並びに2024年5月31日付で退任した社外取締役1名を含んでおります。また、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、新たに監査等委員である取締役に就任した1名及び同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員である取締役に就任した3名については、各役員区分の在任期間に応じ、それぞれ役員区分毎の対象役員数及び総額の項目に含めており、合計欄は延べ人数を記載しております。
3. 2024年3月27日開催の第38回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の限度額を年額4億円以内、賞与の限度額を年額3億円以内、株価連動報酬に係る株式ポイントの年度毎の付与上限を50,000ポイント、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。同総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（内、社外取締役6名）、監査等委員である取締役の員数は4名（内、社外取締役3名）であります。株価連動報酬は、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
4. 2018年3月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議いただきました株式交付信託制度は、2024年3月27日開催の第38回定時株主総会の決議に基づきポイントの付与を停止いたしました。本制度の概要は「II 会社の株式に関する事項 4. その他株式に関する重要な事項」に記載のとおりであります。
5. 業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標の実績は「I 企業集団の現況に関する事項 6. 財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
6. 2024年3月27日開催の第38回定時株主総会前後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額等の比較表は以下のとおりであります。

	改定前 (第38回定時株主総会まで)	改定後 (第38回定時株主総会以降)
基本報酬 (内、社外取締役)	年額4億円以内 (年額6,500万円以内)	年額4億円以内 (年額1億円以内)
賞与	都度、定時株主総会で決定	年額3億円以内
株価連動報酬 (パフォーマンスキャッシュ)	—	年50,000ポイント以内
株式交付信託	5年間合計金135百万円 1事業年度辺り21,000ポイント	廃止

7. 2024年3月27日開催の第38回定時株主総会前後の監査役及び監査等委員である取締役の報酬限度額等の比較表は以下のとおりであります。

	改定前 (第38回定時株主総会まで)	改定後 (第38回定時株主総会以降)
報酬限度額	年額7,000万円以内	年額1億円以内

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針

当社は2024年3月27日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針を決議しております。

また、構成員の全員が独立社外取締役である指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針について、透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に決定しております。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定に関する方針の内容は以下のとおりであります。

(i) 役員等報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、株主等のステークホルダーに提供する価値の最大化に向け、以下の基本方針に基づいて設定しております。

- ・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、全社業績や個人の成果に応じた適切なインセンティブとして機能するように設計する。
- ・それぞれの役員等が担う役割、責任、成果を反映することにより、職責に応じた職務遂行を促す。
- ・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、市場に存在する優秀な人材を引き付けることを可能とする、競争力のある水準に設定する。
- ・適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直す。

(ii) 報酬の仕組み

①取締役（非業務執行取締役を除く。）

・報酬構成

取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬である「基本報酬」及び短期業績連動報酬である「賞与」、並びに中長期業績連動報酬である「株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）」により構成する。

・基本報酬

基本報酬は、役位をもとに算出した定額を金銭により支給する。

・賞与

賞与は、経営目標の達成に向けたインセンティブとして支給し、役位をもとにした役位別基準額に、当該事業年度の連結純利益額、及びキャッシュフローから算出した係数を乗じ、配当実績を加味して賞与額を決定する。

・株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）

株価連動報酬（パフォーマンスキャッシュ）は、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な業績へのインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。本制度では、年度ごとに役位及び業績に応じた株式ポイントを付与し、退任時に累積株式ポイントに退任時株価を乗じて報酬額を算出し、金銭で支給する。

②社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

・報酬構成

業務執行に対する適切な監督を期待する観点から、報酬構成には業績連動型報酬区分を設けず基本報酬のみとする。

・基本報酬

基本報酬は、定額を金銭により支給する。

(iii) 役員報酬等決定のプロセス

取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針及び規程につい

て審議、決定しております。また各役員等の報酬額の具体的な内容については当該方針・規程の定めに従い、決定しております。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役 若菜康一、野間康史、白石和子、西海和久及び小林雅人の各氏並びに監査等委員である取締役 高村義裕、野田弘子、藤田利彦及び安間匡明の各氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。また、2024年5月31日付で社外取締役を辞任により退任した渡邊耕一氏との間で同様の契約を締結しておりました。

その内容は次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、執行役員及び関係会社役員、並びに当社及び関係会社の管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外であるなど一定の免責事由があります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「Ⅲ会社役員に関する事項 1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係は、以下のとおりであります。

取締役 若菜康一氏は、三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

取締役 野間康史氏は、株式会社商船三井の常務執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

取締役 渡邊耕一氏は、2024年5月31日付で辞任により退任いたしました。なお、退任時は株式会社三井E&Sの執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

他の社外役員については、いずれもその重要な兼職先と当社との間における特筆すべき関係はありません。

- (2) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 渡邊 耕一	[取締役会] 11回中9回	株式会社三井E&Sにおける豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいりました。
取締役 若菜 康一	[取締役会] 20回中19回	大手総合商社における豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。
取締役 野間 康史	[取締役会] 20回中20回	大手海運会社で培った海洋事業をはじめとする豊富な知識と経験、経営能力、及び国際分野における豊富な業務経験に基づき、当社経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。
取締役 白石 和子 (指名・報酬委員会 委員長)	[取締役会] 20回中20回 [指名・報酬委員会] 11回中11回	官公庁で培った国際情勢に関する幅広い見識及び豊富な経験に基づき、国際的な視点から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。
取締役 西海 和久 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 20回中20回 [指名・報酬委員会] 11回中10回	大手製造業における経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。
取締役 小林 雅人 (指名・報酬委員会 委員)	[取締役会] 20回中20回 [指名・報酬委員会] 11回中11回	弁護士としての専門的な知見及び豊富な経験に基づき、専門的見地から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。
取締役 (監査等委員) 野田 弘子	[取締役会] 20回中20回 [監査等委員会] 11回中11回 [指名・報酬委員会] 4回中3回	公認会計士としての専門的な知見及び他社社外役員としての豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。また、監査等委員会において適宜、必要な発言を行ってまいります。
取締役 (監査等委員) 藤田 利彦	[取締役会] 20回中20回 [監査等委員会] 11回中11回 [監査役会] 5回中5回	税理士としての専門的な知見及び官公庁における豊富な経験に基づき、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。また、監査等委員会において適宜、必要な発言を行ってまいります。
取締役 (監査等委員) 安間 匡明	[取締役会] 20回中20回 [監査等委員会] 11回中11回 [監査役会] 5回中5回	政府系金融機関における国内外の金融に関する豊富な経験及び高い見識から、当社における経営の監督及び経営全般に関する発言又は適切な意見の表明を行ってまいります。また、監査等委員会において適宜、必要な発言を行ってまいります。

(注) 取締役 (監査等委員) 藤田利彦及び安間匡明の両氏は、当事業年度に開催された取締役会20回の内、監査役として5回、監査等委員である取締役として15回出席しております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 151百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 154百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式売出引受審査に係るコンフォート・レター作成の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書 (2024年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千米ドル		千米ドル
資 産	4,496,651	負 債	3,298,183
流 動 資 産 合 計	2,410,745	流 動 負 債 合 計	2,734,850
現 金 及 び 現 金 同 等 物	1,253,276	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	1,326,995
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	752,408	契 約 負 債	877,573
契 約 資 産	195,692	借 入 金	55,549
貸 付 金	6,842	未 払 法 人 所 得 税	112,170
そ の 他 の 金 融 資 産	52,105	引 当 金	128,935
そ の 他 の 流 動 資 産	150,419	そ の 他 の 金 融 負 債	182,633
非 流 動 資 産 合 計	2,085,906	そ の 他 の 流 動 負 債	50,994
有 形 固 定 資 産	71,102	非 流 動 負 債 合 計	563,332
無 形 資 産	39,669	社 債 及 び 借 入 金	458,885
持分法で会計処理されている投資	1,587,851	確 定 給 付 負 債	44,841
貸 付 金	307,321	引 当 金	18,979
そ の 他 の 金 融 資 産	14,702	そ の 他 の 金 融 負 債	39,517
繰 延 税 金 資 産	62,496	そ の 他 の 非 流 動 負 債	1,109
そ の 他 の 非 流 動 資 産	2,763	資 本	1,198,468
		資 本 金	190,495
		資 本 剰 余 金	168,963
		利 益 剰 余 金	722,724
		自 己 株 式	△1,093
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	99,344
		親会社の所有者に帰属する持分合計	1,180,435
		非 支 配 持 分	18,033
資 産 合 計	4,496,651	負 債 及 び 資 本 合 計	4,496,651

科 目	金 額
	千米ドル
売 上 収 益	4,186,461
売 上 原 価	△3,793,650
売 上 総 利 益	392,811
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△223,943
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	154,004
そ の 他 の 収 益	576
そ の 他 の 費 用	△548
営 業 利 益	322,901
金 融 収 益	68,249
金 融 費 用	△83,174
税 引 前 利 益	307,975
法 人 所 得 税 費 用	△44,670
当 期 利 益	263,305
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	220,404
非 支 配 持 分	42,900
当 期 利 益	263,305
1 株 当 たり 当 期 利 益	
基 本 的 1 株 当 たり 当 期 利 益 (米ドル)	3.23
希 薄 化 後 1 株 当 たり 当 期 利 益 (米ドル)	3.23

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	349,356	(負 債 の 部)	285,916
流 動 資 産	251,881	流 動 負 債	278,316
現 金 及 び 預 金	12,085	買 掛 金	149,647
売 掛 金	97,834	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	8,785
契 約 資 産	28,587	リ ー ス 債 務	28
前 渡 金	12,840	未 払 金	785
前 払 費 用	1,139	未 払 費 用	3,117
短 期 貸 付 金	5,859	未 払 法 人 税 等	3,450
未 収 収 益	4,780	契 約 負 債	110,906
C M S 預 け 金	88,323	預 り 金	84
そ の 他 流 動 資 産	4,090	賞 与 引 当 金	491
貸 倒 引 当 金	△3,660	役 員 賞 与 引 当 金	142
固 定 資 産	97,475	受 注 損 失 引 当 金	823
有 形 固 定 資 産	117	そ の 他 流 動 負 債	53
建 物	31	固 定 負 債	7,600
工 具 器 具 備 品	4	長 期 借 入 金	6,338
リ ー ス 資 産	81	リ ー ス 債 務	63
無 形 固 定 資 産	47	退 職 給 付 引 当 金	910
ソ フ ト ウ エ ア	41	役 員 退 職 引 当 金	288
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	6	(純 資 産 の 部)	63,439
投 資 そ の 他 の 資 産	97,310	株 主 資 本	63,439
関 係 会 社 株 式	89,536	資 本 金	18,166
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	21,837	資 本 剰 余 金	18,573
繰 延 税 金 資 産	1,095	資 本 準 備 金	18,573
そ の 他 投 資	226	利 益 剰 余 金	26,818
貸 倒 引 当 金	△15,385	利 益 準 備 金	68
		そ の 他 利 益 剰 余 金	26,750
		繰 越 利 益 剰 余 金	26,750
		自 己 株 式	△119
資 産 合 計	349,356	負 債 及 び 純 資 産 合 計	349,356

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		489,648
売 上 原 価		453,686
売 上 総 利 益		35,961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,800
営 業 利 益		22,161
営 業 外 収 益		
受 取 保 証 料	355	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	11,849	
為 替 差 益	4,133	
そ の 他	6	16,345
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,047	
支 払 手 数 料	431	
そ の 他	209	2,688
経 常 利 益		35,818
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,376	7,376
税 引 前 当 期 純 利 益		28,441
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,808
法 人 税 等 調 整 額		△2,332
当 期 純 利 益		26,966

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 真

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

三井海洋開発株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 真

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

三井海洋開発株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 高村 義裕 ㊟
監査等委員 野田 弘子 ㊟
監査等委員 藤田 利彦 ㊟
監査等委員 安間 匡明 ㊟

(注) 監査等委員 野田弘子、藤田利彦及び安間匡明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。また、当社は、2024年3月27日開催の第38回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2024年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 (中間配当を実施する場合)	毎年6月30日
公告方法	電子公告 (https://www.modec.com/jp/ir/index.html) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(お問い合せ先) 郵便物郵送先)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (証券代行事務センター) TEL : 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(インターネット) ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

三井海洋開発株式会社

〒103-0027
東京都中央区日本橋二丁目3番10号
日本橋丸善東急ビル
TEL : 03-5290-1200 (代表)
FAX : 03-5290-1505
<https://www.modec.com/jp/>

